

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取りまく大人一人一人が「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめの根絶を目指す。

- いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して本校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- 全ての生徒がいじめを行わず、また関わらず、いじめを認識しながら見過ごすことがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）において、いじめとは、「児童等※₁に対して、当該児童等が在籍する本校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※₂にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※₃を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）」をいう。

※1・・・本校に在籍する生徒をいう。

※2・・・本校の内外を問わず、同じ学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※3・・・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立ち、当該生徒がいじめられたと感じたことをもって判断する。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「本校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、持ち物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
- ② 全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりを進め、「安心できる居場所づくり」に努めることが重要である。
- ④ 本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- ⑦ 本校として特に配慮が必要な生徒※については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
※ 特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災等により被災した生徒など
- ⑧ いじめの問題への取組の重要性について地域全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ⑨ 全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ⑩ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいをして行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ⑪ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

⑫ 本校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

① いじめを確認した場合、本校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、本校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報するなど、警察と連携した対応をとることが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、本校関係者と地域、家庭がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。

② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、本校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

① 本校においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、県教育委員会等を想定）との適切な連携が必要である。

② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、本校や町教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡協議会の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 本校が実施すべき施策

(1) 上市中学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① 上市中学校いじめ防止基本方針の策定

- 本校は、その本校の実情に応じ、「上市中学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- 上市中学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）などいじめ防止等全体に係る内容を定める。
- 上市中学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 策定した上市中学校いじめ防止基本方針については、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が上市中学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学式・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

② いじめの防止等の対策のための組織の設置

- 本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置する。（名称は「いじめ防止対策委員会」とする。）なお、この組織の役割は以下のとおりである。
 - 1 いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - 2 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
 - 3 いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - 4 いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - 5 いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
 - 6 上市中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - 7 上市中学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - 8 上市中学校いじめ防止基本方針が当該本校の実情に即して適切に

機能しているかについての点検を行い、上市中学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(2) いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 本校は生徒に対して、傍観者とならず、上市中学校いじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・本校風土をつくる。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

- いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 生徒からの相談に対しては、必ず本校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめに対する措置

- 本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、上市中学校いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、本校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、本校の組織的な対応につなげる。
- 各教職員は、本校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- 上市中学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事

実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

- 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

第3 重大事態への対処

1 本校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害※1が生じた疑いがあると認めるとき」、又は「いじめにより当該本校に在籍する児童等が相当の期間本校を欠席する※2ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1…「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
等のケースが想定される。

※2…「いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間本校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当る。

② 被害生徒の保護

- 重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた生徒の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合は、本校は町教育委員会を通じて町長に事態発生について報告する。
- 町教育委員会は、県の支援が必要と認めるときは、県教育委員会に報告する。

④ 調査の趣旨

- 事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図るために調査を行う。
- 本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- 調査の主体は、本校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。

⑤ 調査を行うための組織

- 本校が調査主体となる場合、本校が設置する「いじめ防止対策委員会」を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織とする。事案によっては、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。
- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、本校が設置する「いじめ防止対策委員会」が、事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査の実施は、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。
- 調査を実施するに当たり、本校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- 本校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 調査により把握した情報の記録は、町の文書管理規程に基づき適切に保存する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- 本校は、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。
- 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことが望ましい。

- 情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
 - 調査に先立ち、アンケート等の結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる生徒やその保護者に説明する。
 - 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害生徒・保護者と確認する。
 - 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ② 調査結果の報告
- 本校に係る調査結果及びその後の対応方針について、町教育委員会を通じて町長に、報告・説明する。

第4 その他 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。